

売却区分 番号	1
------------	---

不動産の概要

- 1 都市計画区域外 用途地域 指定なし
その他の規制 特になし

- 2 公売財産1は、北東側の一部が公売財産2に、ほぼ等高に接面しています。公売財産1及び2は、ほぼ平坦な土地ですが、いずれも直接接する道はありません。ただし、公売財産2は、北側で公売財産の所有者が所有している公売対象外の財産にほぼ等高に接面しており、その土地は東側で舗装道路（法定外公共物）に、ほぼ等高に接面しています。

- 3 公売財産1の一部は、公売財産3の敷地として利用されています。また公売財産1の南側奥には、公売財産の所有者所有のポンプ小屋（ポンプ含む）、井戸があります（所有関係については公売財産の所有者のうちの1名に対する聞き取り調査によります。）。建物の敷地部分及びポンプ小屋、井戸以外の土地には、竹、雑木等が繁茂しています。
公売財産2の北西側端には、所有者不明のカーポート（幅約2.5m×奥行約3m×高さ約2m）があります。公売財産の所有者のうちの1名に対する聞き取り調査によると、賃貸借（使用貸借含む）等の契約について記憶はなく、実際に地代等の授受はない、とのことです。
公売財産3は、納屋として利用されており、内部には所有者不明の動産類が放置されています。また、公売財産3の建物は、登記簿上の構造は「木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建」ですが、現況は「木造セメント瓦葺平家建」になっています。

- 4 公売財産内にある動産類は、公売財産3の建物の内部にある動産を含め、すべて公売対象外です。（土地の従物を除きます。）処分等については、買受人が自らの責任で行ってください。
なお、公売財産の所有者のうちの1名からは、公売財産内の動産について買受人が適宜処分することについて、口頭で承諾を得ています。

- 5 売却区分1（公売財産1～3）は、共有者2名の持分一括公売です。

【最寄駅】 JR姫新線「林野駅」より南西約1.5km（直線距離）

その他の事項 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行う。